

全国高等学校通信制教育研究会表彰規程

(この規程の目的)

第1条 この規程は、わが国の高等学校通信制教育に、著しい貢献のあった個人および団体を表彰し、本教育の振興および発展に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、この規程の定めるところにより全国高等学校通信制教育研究会(以下「全通研」という)が表彰する。

1. 高等学校通信制教育の振興、研究または改善に努め、特にその功勞の顕著な者
2. 高等学校通信制教育実施校(以下「実施校」という)および全通研事務局専任の者で、永年勤続し、退職、転任、死亡等により、その任を離れた者
3. その他、表彰に値すると認めた者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状または感謝状を授与して行う。
前項の場合において金品を添えることができる。

(選 考)

第4条 表彰の選考は会長が行う。
会長は選考にあたって、審査機関を設けて意見を徴することができる。

(表彰の期日)

第5条 表彰は毎年一定の期日に行う。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1. この規程は、昭和44年11月25日から施行する。

全国高等学校通信制教育研究会表彰実施要領

全国高等学校通信制教育研究会表彰規程(以下「規程」という)第6条に基づき、表彰実施要領をつぎのとおり定める。

1. 表彰の対象

表彰の対象となる者は、本要領3および6に該当するものとする。

2. 表彰の種類

規程第2条1号該当者には表彰状または感謝状を、同2号該当者には表彰状を、同3号該当者にはそのいずれかをそれぞれおくるものとする。

3. 表彰候補者の範囲

- イ. 高等学校通信制教育実施校(以下「実施校」という)および、その校長、教頭、教諭、事務職員等、専任の者。
- ロ. 全国高等学校通信制教育研究会(以下「全通研」という)事務局員で専任の者。
- ハ. その他、会長が適当と認めるもの。

4. 推薦及び審査機関

イ. 推薦委員会

全国各地区通信制教育研究会(以下「地区通研」という)ごとに推薦委員会をおく、ただし、当分の間、推薦委員会の構成は地区通研の役員会をもってあてる。

ロ. 審査委員会

全通研に審査委員会をおき、その委員長は会長とし、委員は会長が任命する。

5. 推薦委員会および審査委員会の役割

- イ. 地区通研会長は、当該研究会における表彰候補者(個人または学校その他の団体)を選定し、当該推薦書(別紙様式)およびその他、参考資料を作成して、別に定める日までに会長に内申するものとする。
- ロ. 全通研事務局は事務局職員の表彰候補者を推薦し、会長に内申する。
- ハ. 審査委員会は会長の諮問に基づき表彰候補者を内定し、表彰の期日前の理事会に報告のうえ、被表彰者等の決定を受けるものとする。

6. 推薦基準

規程第2条各号の推薦基準はつぎのとおりであるが、候補者は、いずれも人格識見がともに高潔であることを必要とする。

イ. 1号該当はつぎの各項目のいずれかに該当する者。

- (1) 自主的研究あるいは、実験学校として、わが国の通信制教育の水準向上に寄与した学校、またはその研究に中心的役割を果たした者。
- (2) 個人的研究により学術上または教育上大きな業績をあげた者。
- (3) 全通研、または地区通研の振興発展に貢献した者。

ロ. 2号該当は、実施校に勤続10年以上で、退職、転任、死亡等により、その任を離れた者。

ハ. 3号該当は、表彰に値すると認めた者で、1号または2号に該当しない者。

ニ. 規程第2条の各号の二以上に該当する者は、そのいずれかの一によるものとする。

ホ. 候補者推薦にあたっては、表彰者推薦の細目に留意する。

7. 勤続年数の算定

- イ. 都道府県内外の公立間、私立間または公私立間で連続し、または断続した勤続年数は通算する。ただし休職等の期間は算入しない。
- ロ. 通算した勤続年数の1年未満は切り捨てる。
- ハ. 2号該当の表彰は、1回限りとする。

8. 推薦書記入上の注意事項

推薦書の様式は、つぎの区分によって記載する。

様式(1) 規程第2条1号および3号に該当する者(個人の場合)。

様式(2) 規程第2条2号に該当する者。

様式(3) 規程第2条1号および3号に該当する者(団体の場合)。

9. 表彰は、毎年通常総会の日に行う。

10. 本要領により難い特別の事情があるときは、その都度決定することができるものとする。

申し合わせ

1. 本要領4のイの推薦委員会の審議に付することができなかった表彰候補者については、当該年度の表彰候補者として内申しないものとする。
2. 本要領7のイ「勤務年数の算定」について、再任用(専任)の期間を通算することができることとする。

表彰者推薦の細目

1. 第2条－1・3号について

- (1) 単に校長・教頭であったことは、表彰の理由とはならない。
- (2) 全通研の表彰であることから、校内での功績は理由とはしない。

◎ 表彰理由の具体例

- 全通研会長・副会長・理事・常務理事・監事をつとめた者。
- 長年全通研の各種委員会で貢献した者。
- 全通研大会の開催に尽力した者。
- 地区通研大会の開催に尽力した者。

2. 第2条－2号について

実施校に勤続10年以上の者。

3. 推薦書記入上の注意

- (1) 氏 名 …… 楷書で、正確に記入する。
- (2) 略 歴 …… 実施校での略歴を記入する。
- (3) 勤務期間 …… 2校以上にわたる時は、欄を区切って記入する。